

呉港港湾計画の軽易な変更及び呉港臨港地区の分区の変更について（報告）

呉港港湾計画（昭和34年10月策定）及び呉港臨港地区（吉浦地区）の分区について、令和2年9月10日付けで港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく変更を行いますので、次のとおり報告します。

1 呉港港湾計画の軽易な変更について

(1) 港湾計画について

「港湾計画」とは、港湾の開発、利用及び保全を行うに当たっての指針となる基本的な計画で、港湾法に規定されている法定計画であり、重要港湾の港湾管理者は策定が義務付けられています。

(2) 変更理由及び変更内容

現在の呉港港湾計画は、平成12年11月に改訂し、その後も逐次軽易な変更を行いました。

この度、吉浦地区において、立地企業の要請、土地需要の変化に対応するため、土地利用計画を変更します。

(3) 土地利用計画の変更の概要

地区名	土地利用区分	面積（単位：ヘクタール）		
		変更前	変更後	増減
吉浦地区	ふ頭用地	0.4	0.4	0.0
	港湾関連用地	8.3	0.7	△7.6
	工業用地	0.0	7.6	7.6
	都市機能用地	1.7	1.7	0.0
	交流厚生用地	0.7	0.7	0.0
	合計	11.1	11.1	0.0

2 吳港臨港地区（吉浦地区）の分区の変更について

(1) 臨港地区の分区指定について

「臨港地区」とは、港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び港湾法に基づき定められます。

「分区」とは、港湾法に基づき、港湾管理者が臨港地区内を機能・目的に区分して指定するもので、それぞれの目的に従って、構築物の用途を規制することにより、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾機能の確保を図るものです。

呉市では港湾法第40条第1項の規定に基づき、呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和62年呉市条例第30号）を制定し、指定した次の四つの分区の区域内における建築物その他の構築物の建設等を規制しています。

ア 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

イ 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

ウ 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域

エ 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

(2) 変更理由及び変更内容

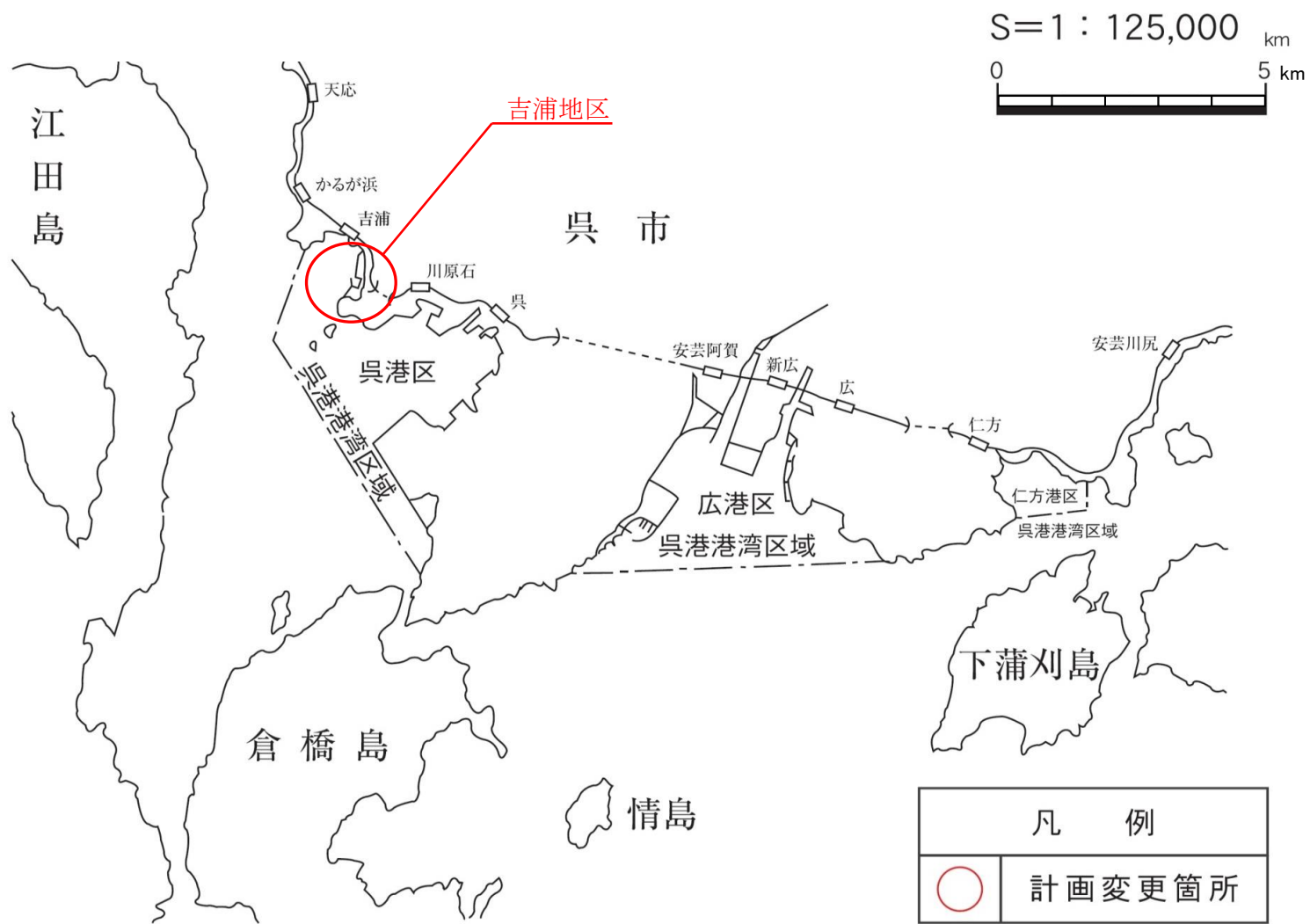
吉浦地区は、平成13年11月に現在の分区に変更しましたが、立地企業の要請、土地需要の変化に対応するため、同地区の土地利用計画を変更することに伴い、分区についても変更を行います。

(3) 分区変更の概要

地区名	分区名	面積（単位：ヘクタール）		
		変更前	変更後	増減
吉浦地区	商港区	9.0	1.4	△7.6
	工業港区	0.0	7.6	7.6
	合計	9.0	9.0	0.0

呉港港湾計画位置図

別図1



呉港港湾計画図

〔変更前〕



〔変更後〕



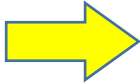
<p>【変更前】</p> <p>港湾関連用地 8.3ha</p> <p>工業用地 0.0ha</p>	➔	<p>【変更後】</p> <p>港湾関連用地 0.7ha</p> <p>工業用地 7.6ha</p>
--	---	--

臨港地区分区指定図（新旧図）



平成13年11月

変更後



・商港区	9.0ha	→	1.4ha
・工業港区	0ha	→	7.6ha